

3. 従業員の労働災害防止意識の醸成など

- 店舗での労働災害防止活動が効果を生むには、従業員が労働安全に関する正しい知識と高い意識を持ち、積極的に活動に参加することが欠かせません。そのためには、従業員に労働安全衛生教育をしっかりと行うことが大切です。

(1) 労働安全衛生教育

- 従業員への労働安全衛生教育については、雇い入れ時などの導入研修と、職長など管理者向けの研修を行う必要があります。

○導入研修

- 業務に関する知識やスキルを習得させるにあたって、安全に作業をするためのポイント、マニュアルなどについての研修を行うことが必要です。
- また、店舗で発生する可能性がある労働災害についての知識やその防止策について学ぶ機会も必要です。特に、不安全な環境を放置したり、不安全行動を取らないような教育（4S活動の重要性とその徹底）が求められます。

○管理者向け研修

- 職場で新たに管理職になった従業員や安全管理者になった従業員に対して、店舗の労働災害防止についての意義、管理、具体的な活動など全般について、十分な教育研修を実施する必要があります。
- 管理職に対しては、法令の改正や労働災害の発生状況などについて随時周知を図り、また、安全管理水準の維持・向上のため、定期的な教育研修を行う必要があります。

○従業員向け研修、複数店舗での合同研修

- 管理職だけでなく、店舗の従業員に対しても、定期的に労働安全に関する教育を実施することが望まれます。
- 複数店舗（一定のエリア内の店舗など）合同で集合研修を実施すれば、他店舗からの参加者と情報交換や意識の共有ができ、従業員の労働安全意識が高まることが期待されます。
- 研修に参加した従業員が職場に戻って研修の成果を報告する仕組みにすることで、その従業員の責任感が強まり、また、報告を聞く従業員も労働災害防止活動の意義をより強く認識する効果があると考えられます。

○同業他社での勉強会

- 同業の労働災害担当者が集まり、各社の労働災害の特徴や、防止策とその効果などについて定期的に情報交換をすることは、新たな視点や方策が見つかるなど、自社のみならず、業界全体の労働災害防止策を進める上で有効と考えられます。

※ここでは、主に労働安全について取りあげています。

(2) 従業員への周知、意識向上

- 従業員には、さまざまな機会を通じて、労働安全に関する知識を深めてもらい、また、労働災害防止活動に積極的に参加してもらうよう努めることが重要です。

○朝礼・夕礼などを通じた周知

- 店長・副店長や部門長から、パートタイマー、アルバイトを含む全従業員に対して、自店舗・他店舗で発生した労働災害や、その月の労働安全目標、あるいは、繁忙期などの時期やイベントに応じた労働災害防止のための注意事項を周知します。
- パートタイマーやアルバイトは、勤務時間が多様で一堂に会する機会は少ないかもしれませんが、さまざまな機会を通じて全員に周知することで、当事者意識が高まることが期待されます。

○労災情報などのチラシ類で

- 本部が発行する労働災害情報などを従業員の目に触れる場所（掲示板、エレベーターの近く、休憩所など）に張り出し、従業員の注意を促します（巻末の具体的な事例参照）。
- 労働災害情報のチラシには、事故の内容、原因、状況、対策などを記載します。
- 掲示場所の近くに意見箱を置き、従業員の労働災害意識を高めることも有効です。

○労働安全月間、労働安全キャンペーン

- 安全な職場環境を整備するとともに、従業員に安全行動を徹底してもらうことを目的として、1年のある月を「労働安全月間」と定め、労働災害防止活動を強化する取り組みです。
- この月間に、全従業員を対象とする安全教育を行うことで、労働安全に対する意識をより高めることができると考えられます。
- 従業員一人一人が「労働災害ゼロ宣言」など目標を宣言する取り組みをしている会社もあります。

○職場見直し時間帯の設定

- 1日の営業時間内に「職場見直し時間帯」を設定し、商品や台車などの什器類を整理整頓し、また、商品の運搬などでの安全行動の徹底を図ります。特に、昼時や夕方の繁忙時の前に行えば、従業員の安全に加えて、安全な店舗運営、サービスレベルの向上にもつながります。

(3) 中高年齢労働者に配慮した対策

- 小売業で店舗では、60歳代の従業員が増えてきているところが多くみられます。また、高齢化の進行によって、高齢者のお客様も非常に多くなっています。
- 店舗運営とそれに伴う店舗の労働災害防止活動についても、こうした従業員、お客様双方の高齢化に対応していくことが望まれます。

○4S活動の推進の工夫と徹底

- 店舗で4S活動を進めることは、従業員の労働災害とお客様の事故のいずれをも防止するための基本です。加齢に伴う身体能力の変化や特性を十分考慮して、これまでの4S活動を再点検し、工夫を凝らすことで、その徹底を図っていくことが重要です。

○什器や道具の利用方法の工夫とマニュアルの改定

- 台車やカッターなど各種の什器や道具の利用方法については、加齢に伴う身体能力の変化や特性を踏まえて見直し、マニュアルの改定を行っていくことが必要です。

○より負荷の小さい作業方法への変更と徹底

- 商品の移動や積み替え、陳列などの作業については、加齢に伴う身体能力の変化や特性を踏まえて、より負荷の小さい方法に変更し、これまで以上に安全な作業方法を徹底することが必要です。
- さらに、身体への負荷を小さくするため、商品をこれまで以上に小分けして運搬、移動できるよう梱包方法を見直すことも必要です※。
※1 店舗だけでの取り組みでは限界がありますので、製造メーカーを含めた事業者間、業界での協力が不可欠となります。

○その他、高年齢者に配慮した作業負荷管理の実施

- 職場の状況を考慮し、それぞれの高年齢者に配慮した作業負荷管理を実施していくことが必要です。
- 参考：高年齢労働者に配慮した作業負荷管理状況チェックリスト（厚生労働省）

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/0903-1a_0004.pdf

4. 見える化の推進（個別の労働災害防止活動）

（1） つまずきによる転倒

- 整理・整頓の推進・徹底（参照：27 ページ、4S活動の推進）
- 階段など危険箇所への対応（色塗り、手すり取り付け、目立つ場所に注意のチラシ張り）
- 床の凹凸面の修理・改修
- 開店時間中の整理整頓時間の設定

（2） すべりによる転倒

- 長靴の利用、靴底の定期的なチェック
- 冷凍庫前の霜取りの徹底、冷凍庫が開いている時間を極力短くする手順の徹底
- 出入り口、油が飛ぶ場所へのマット敷設、マット利用の徹底
- 店舗の床が濡れている際の対処方法の徹底
※床面が濡れていることが分かった場合、一人の従業員が濡れた床の近くで注意喚起しつつ、別の従業員がモップなどを取りに行く

（3） 脚立からの転落・転倒

- 脚立の正しい使い方の徹底※
※またがらずに利用、天板には乗らない、座らない、手に荷物を持たず昇降、開き止めを両側に掛ける、表面で利用、身を乗り出さない、段差を避け平地で利用、立てかけ角度の確認（75度など）、補助者が支える
※脚立の製造メーカーのホームページなどに利用方法が示されていますので、ご参照下さい。

（4） 台車などによる激突、落下

- ロング台車など前方の確認ができない場合、押すのではなく引く（お客様との衝突防止）
- 押して運ぶ台車の場合の利用方法の徹底
※積み荷は、必ず前方が確認できる高さまで、タイヤがつかえないように前方に注意
- 大型の台車は開店前の利用限定、開店中は中型・小型の台車のみ利用する。
- 在庫、商品の積み上げの量・高さに制限を設ける
- スイングドア通過の際のルール設定
※決められた進行方向のドアをゆっくり開く。一旦停止とする、等
- 台車の持ち方確認（外枠を持たない、など）
- 台車で移動方法の確認（曲がり角は外側をゆっくり回る、など）

(5) 荷運び時、商品陳列時などの災害（腰痛など）

- 催事の陳列棚は、陳列棚ごと移動（移動できる陳列棚を利用）
- 低い商品棚の整理の際には、膝をつく（しゃがみ込み作業、腰曲げ作業はしない）
- 商品棚への商品の陳列の際には、背筋を伸ばして作業（猫背作業にならない）
- 重い商品は腰を落として、膝・足の力で持ち上げる
- 陳列棚と同じ高さの台車を準備し、荷物移動の負荷を低減
- 台車から商品棚に商品を移す際には並行作業（振り向き作業はしない）
- 台車から商品棚に商品を移す際には安定した姿勢で行う

(6) 休業4日未満で頻度の高い災害防止対策（すれ・切れ）

- ミートスライサーの安全な取り扱いの徹底（研修、訓練、等）
- 包丁の取り扱いのマニュアルを作成し、研修・訓練を実施。定期的に調理手順の確認と徹底を行う。（研修等）
- カッターの利用方法のマニュアル化と徹底
 - ※刃の進む方向に押さえる手を置かず、手前に向かって引くように切る
 - ※カッターの刃は、必要最低限の長さで使用
 - ※切れが悪くなったら、新しい替え刃に交換
 - ※使用後は刃先をしまい固定してから片付け
- カッターを使わない方法への変更
 - ※衣料品ではハサミを利用、プラスチック梱包箱の積極的な利用
 - カッターを使う場合は、様々な商品を試用し、より安全に使えるものを探す